

北秋田市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年6月
北秋田市

目次

第1部	はじめに	1
第2部	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
第1章	新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	4
第2章	新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	7
第3章	市行動計画の実効性を確保するための取組等	9
第3部	新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	10
第1章	実施体制	10
第2章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	18
第3章	まん延防止	22
第4章	ワクチン	24
第5章	保健	32
第6章	物資	34
第7章	市民生活及び地域経済の安定の確保	35
(参考)		
	略称又は用語集	39

第 1 部 はじめに

【北秋田市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

本市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条により、国・県の行動計画に基づき、北秋田市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定し、平成 26 年 8 月から対策を講じてきた。

しかし、令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）への対応を通じて、感染拡大時における医療提供体制の確保、関係機関の連携体制、市民への情報提供・共有のあり方等について、新たな課題が明らかになった。新型コロナは、変異を繰り返しながら感染拡大の波を繰り返し、人々の生命及び健康を脅かすとともに、経済、暮らし、医療をはじめとする社会全体に大きな影響を及ぼした。

本市においては、令和 2 年 3 月に、北秋田市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、基本的な感染防止対策の啓発、市仮設診療所の設置、ワクチン接種の推進等を実施してきた。

感染拡大を可能な限り抑制するために実施する不要不急の外出自粛、施設の使用制限等については、市民生活に及ぼす影響を最小限にすることが必要である。このため社会経済とのバランスを考慮しつつ、状況に応じて柔軟に対策を切替えるためには、速やかな情報の収集・分析や発信を行うとともに、平時から研修、訓練、備蓄等の備えを充実させることが重要である。

以上を踏まえ、令和 6 年 7 月の新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を踏まえ、医療分野のみならず、市全体で次なる感染症危機に備え、発生時には円滑に対応するため、本市行動計画を改定する。

【市行動計画の概要】

市行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナだけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおりである。

- ①新型インフルエンザ等感染症
（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ②指定感染症
（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

市行動計画は、対策項目をこれまでの5項目から7項目に拡充し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。

対象とする疾患は、幅広い呼吸器感染症を念頭に置き、3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の記載を充実させる。

図1 市行動計画の改定前後の比較

これまでの計画：対策5項目	改正後の計画：対策7項目
①実施体制 ②情報収集・提供・共有 ③予防・まん延防止 ④医療 ⑤市民生活及び地域経済の安定の確保	①実施体制 ②情報提供・共有、 リスクコミュニケーション ③まん延防止 ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦市民生活及び地域経済の安定の 確保

市行動計画は、新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに改定についての検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

なお、最新の科学的知見が得られた場合や新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、前記の期間にかかわらず、市行動計画等の見直しを適時適切に行うものとする。

表1 感染症法の対象となる感染症の分類

分類	規定されている感染症	分類の考え方
1類感染症	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症
2類感染症	結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症
3類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス等	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症
4類感染症	狂犬病、マラリア、デング熱等	動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症
5類感染症	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）、性器クラミジア感染症 等	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症
（危機管理のための類型）		
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> ●インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ●かつて世界的な規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの
指定感染症	※政令で指定	現在感染症法に位置づけられていない感染症について、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの
新感染症		人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

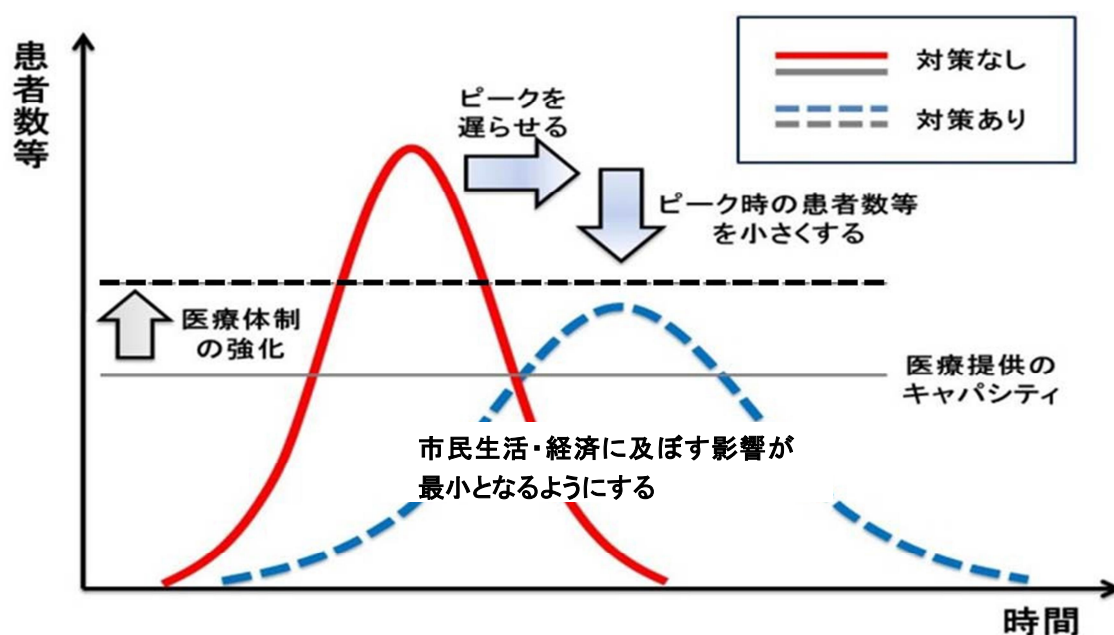
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えることを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 患者数等をなるべく少なくして治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

図2 対策の効果・概念図



(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療提供体制又は市民生活及び地域経済の安定維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

(1) 段階に応じた対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでを3期に分けて対策を行う。

○準備期	発生前の段階。訓練等、事前の準備を行う。
○初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階。国の政府対策本部設置の公表に基づき、直ちに初動対応の体制に切り替える。
○対応期	新型インフルエンザ等政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定されて以降の段階。対応期は、更に次の4つの時期に分けて考えることができる。 <ul style="list-style-type: none">・封じ込めを念頭に対応する時期・病原体の性状等に応じて対応する時期・ワクチンや治療等により対応力が高まる時期・新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「措置法」という。）によらない基本的な感染対策に移行する時期

(2) 社会全体で取り組む対策の重要性

感染対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の医療対応以外の対策と、医療対応を組み合わせで行う。

医療対応以外の対策は継続する重要業務を絞り込む等の対策を積極的に検討する。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、特措法その他の法令、本行動計画等に基づき、対策を実施する場合、次の点に留意する。

(1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

柔軟かつ機動的な対策の切替えを円滑に行う。

(2) 基本的人権の尊重

要請や行動制限は最小限とし、^{ひぼう}誹謗中傷等人権侵害が生じないよう取り組む。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部及び市町村対策本部は、相互に緊密な連携を図る。

(4) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

社会福祉施設に必要な医療提供体制や病院・施設における感染対策等について、市や関係機関は、平時から連携し、有事に備えた準備を行う。

(5) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応を想定し、平時から避難所の感染制御体制を整える。

(6) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第4節 対策推進のための役割分担

(1) 国

- ・ 地方公共団体及び指定（地方）公共機関等への支援
- ・ WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携
- ・ ワクチン、医薬品の調査や研究
- ・ 感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有

(2) 県

- ・ 業務継続計画（BCP）の策定勧奨
- ・ 情報提供・共有体制の整備
- ・ 発生時の行政手続等のDXの推進
- ・ 医療機関と病床確保等の医療措置協定締結
- ・ 検査機関、医療機関と検査等措置協定締結
- ・ 宿泊施設等の措置協定締結
- ・ 保健所の対応、検査体制、宿泊療養等の準備

(3) 市町村

- ・ 情報提供・共有体制の整備
- ・ 発生時の行政手続等のDXの推進
- ・ ワクチンの接種
- ・ 市民の生活支援（要配慮者への支援）

(4) 医療機関

- ・ 県との医療措置協定締結
- ・ 院内感染対策の研修
- ・ 周辺医療機関や社会福祉施設、保健所等との訓練
- ・ 感染症対策物資等の確保

(5) 指定（地方）公共機関

- ・ 特措法に基づく対策の実施

(6) 登録事業者

- ・ 事業継続等の準備

(7) 一般の事業者

- ・ マスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄

(8) 市民

- ・ 健康管理
- ・ 基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）
- ・ マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄
- ・ 感染症に関する情報への理解と人権尊重

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的な視点

第1節 対策項目ごとの基本理念と目標

本行動計画の主な対策項目である7項目は、一連の対策として実施される必要がある。

図3 対策7項目の概要

<p style="text-align: center;">①実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期：実践的訓練、国・県等との連携強化 ・初動期：対策本部の設置 ・対応期：職員の派遣・応援への対応 	<p style="text-align: center;">②情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期：情報提供・共有、相談窓口等の設置準備 ・初動期：迅速かつ一体的な情報提供・共有、偏見・差別への対応 ・対応期： 	<p style="text-align: center;">③まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期：基本的な感染対策の普及 ・初動期：患者・濃厚接触者への対応の確認 ・対応期：発生状況・重症化率等に基づいた対策
<p style="text-align: center;">④ワクチン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期：予防接種への理解を深める情報提供 ・初動期：接種体制の構築 ・対応期：接種開始、健康被害救済 	<p style="text-align: center;">⑤保健</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期：研修・訓練の実施、多様な主体との連携体制の構築 ・初動期：有事体制への移行準備 ・対応期：健康観察等への協力 	<p style="text-align: center;">⑥物資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期：必要な感染症対策物資の備蓄 ・初動期：備蓄状況の確認、供給準備 ・対応期：需給状況の確認、供給
<p style="text-align: center;">⑦市民生活・地域経済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期：情報共有体制の整備、衛生用品の備蓄等の勧奨 ・初動期：事業継続に向けた準備等の勧奨・要請 ・対応期：市民生活・地域経済安定の確保に向けた対応 		

①実施体制

平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、市対策本部を中心に政策を実行し、感染拡大を可能な限り抑制する。

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

平時から、国が提供・共有する科学的根拠等に基づいた正確な情報を周知するとともに、リスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取組を進める。

③まん延防止

強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、国が行うまん延防止等重点措置や緊急事態措置を踏まえて対策を実施する。

④ワクチン

医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、ワクチンの迅速な供給及び接種を行う。

⑤保健

感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行う。

⑥物資

平時から市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等する。

⑦市民生活及び地域経済の安定の確保

平時から、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。加えて、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

以下のⅠからⅢまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮する。

Ⅰ. 人材育成

平時から、中長期的な視野で専門性の高い人材の育成を進めつつ、幅広い人材を対象とした訓練や研修等を行い、人材の裾野を広げる。

Ⅱ. 国と地方公共団体との連携

平時から国や県との連携体制構築に努め、新型インフルエンザ等の発生時には、市民、事業者、関係機関等に対して適切な情報提供・共有を行う。さらに、平時から国との意見交換を進めるとともに、共同して訓練等を行う。

Ⅲ. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

新型コロナ対応を踏まえ、医療 DX を含め、感染症危機への対応に備えた DX を推進していく。さらに、DX 推進に必要となる、人材の育成やデータ管理のあり方の検討を進める。こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民「一人ひとり」への適時適切な情報提供・共有を行う。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 市行動計画の実効性確保

（1）EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

（2）新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

行政、関係機関、市民等が幅広く対応に関与した新型コロナ対応の経験を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

（3）多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

市は、訓練・研修の実施やそれに基づく点検や改善が継続的に取り組まれるよう、医療関係団体・社会福祉施設をはじめとした各種団体との連携や協力を進める。

（4）定期的なフォローアップと必要な見直し

政府行動計画の改定を踏まえて、おおむね6年ごとに本計画の改定を行う。なお、新型インフルエンザ等が発生した場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に本計画等の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が市内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、市全体で取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画、県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。
(総務部、健康福祉部)

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

①市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
(健康福祉部)

②市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、県等の業務継続計画との整合性にも配慮しながら、業務継続計画を作成・変更する。
(全部局)

③市は、県が対策本部を設置したときに、速やかに市対策本部（任意設置を含む）を立ち上げられるよう体制を整備する。
(総務部、健康福祉部)

④市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、関係機関との連携強化や役割分担に関する調整を行う。
(総務部、健康福祉部)

⑤市は、県や医療機関による研修も活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行う。
(健康福祉部)

1-3. 関係機関との連携の強化

①市は、県や指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。
(全部局)

②市は、特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。
(総務部、健康福祉部、関係部局)

③市は、新型インフルエンザ等対策が速やかに実施できるよう、対策に必要な物品を事前に準備しておく。
(総務部、健康福祉部、関係部局)

1-4. 県による総合調整

市は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、相互に着実な準備を進める。 (健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部等を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 体制整備

①政府対策本部及び県対策本部が設置された場合、市は、必要に応じて市対策本部を設置し情報の集約、共有及び分析を行うとともに、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策に係わる対応方針を決定する。 (総務部、健康福祉部)

②市は、県等と連携しながら、国内外における発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、効果的かつ迅速に実施する。 (健康福祉部)

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。 (関係部局)

2-3. 北秋田市新型インフルエンザ等対策本部

ア 市対策本部は、特措法第34条の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたとき、市長が設置する。

(北秋田市新型インフルエンザ等対策本部条例)

イ 市対策本部は、次の事項を所掌する。

- ・ 市対応策の決定に関すること
- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること
- ・ 職員の要請確保と重要業務への職員配置
- ・ 庁舎管理、職員の健康管理
- ・ 医療体制（予防接種、医師会への連絡調整等）
- ・ 相談体制の整備（発熱相談窓口等開設）
- ・ 市民への感染防止対策
- ・ 要援護者への対応
- ・ ゴミ処理体制の確保、し尿処理体制の確保
- ・ ライフラインの確保、生活必需品の確保、事業所への情報提供
- ・ 火葬場の体制確保、公共交通機関への対応
- ・ 上水道の供給体制の確保、下水道の処理体制の確保
- ・ 渡り鳥や野鳥不審死の情報収集、異常家禽の早期発見
- ・ 園児・児童及び生徒の健康管理、感染拡大防止、休校などの対応
- ・ 文化・スポーツ施設等公共施設への指導、施設閉鎖等の対応

- ウ 市対策本部に、次に掲げる職員を置く。
- ・ 本部長 市長
 - ・ 副本部長 本部員の中から市長が指名する者
 - ・ 本部員 副市長、教育長、消防長、各部局長
- エ 市対策本部は、本部長、副本部長及び本部長がその都度必要と認めた本部員で構成し、本部長が主宰する。
- オ 本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。
- カ 市対策本部は、必要に応じて、本部長が招集する。
- キ 本部長は、必要があると認めるときは、市対策本部に関係機関の長等の出席を求めることができる。
- ク 市対策本部の事務局は、総務部および健康福祉部に置く。

新型インフルエンザ等危機管理実施体制

新型インフルエンザ等対策本部

※新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときに設置

本部長：市長
副本部長：市長が指名する者

本部員：副市長、教育長、総務部長、財務部長、健康福祉部長、市民生活部長、産業部長、
観光文化スポーツ部長、建設部長、教育次長、消防長、会計管理者、
議会事務局長

事務局：総務部、健康福祉部

新型インフルエンザ等対策警戒部

※新型インフルエンザ等発生時に設置

部長：副市長
副部長：総務部長、健康福祉部長

連絡部員：教育長、財務部長、市民生活部長、産業部長、
観光文化スポーツ部長、建設部長、教育次長、
消防長、会計管理者、議会事務局長

事務局：総務部、健康福祉部

オブザーバー
(意見聴取・
専門的意見)

北秋田保健所長
大館北秋田医師
会等

新型インフルエンザ等庁内連絡会議

※新型インフルエンザ等未発生時に設置

健康福祉部長

委員：関係課長等

事務局：医療健康課

【各発生段階の市の実施体制・対応】

発生段階	実施体制	対 応
準備期	庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えた準備、検討・情報共有・連携体制の確認 ・日常的な季節性インフルエンザ等感染予防対策の健康教育及び情報提供
初動期	庁内連絡会議 対策警戒部	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本的対処方針に基づく対応策の検討 ・市行動計画に基づく具体的な対策の検討
対応期	庁内連絡会議 対策警戒部	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本的対処方針に基づく対応策の決定 ・市行動計画に基づく具体的な対策の決定 ※国が「緊急事態宣言」を発令した場合、市対策本部を設置 ・国の基本的対処方針の変更及び対処方針に基づく対策の決定

※市対策本部（任意）：本部長（市長）の判断に基づき国が発令する「緊急事態宣言」より前に、必要であれば任意の市対策本部を設置することができる。

【市部局の主な役割】

部局名	主 な 役 割
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来庁者、利用者及び市民への情報提供・啓発・指導に関すること ・ 所管業務の継続及び縮小・停止に関すること ・ 所管する施設の感染予防及び感染拡大防止に関すること ・ 国、県、他市町村及び関係機関等からの新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び対策本部への報告 ・ 所管業務に係る関係機関等との連絡調整に関すること ・ 業務継続計画に基づく市の行政機能の維持に関すること ・ 部局職員の感染・まん延防止に関すること ・ 所管する会議、イベント等の調整に関すること ・ 所管する公の施設の臨時休業等の調整に関すること
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画に関すること（健康福祉部と連携） ・ 対策本部及び対策警戒部に関すること（健康福祉部と連携） ・ 危機管理に関すること ・ ライフライン（通信、電気等）に関すること ・ 職員、職場の衛生管理及び健康管理に関すること ・ 来庁者の安全確保、感染防止に関すること ・ 人員配置の調整に関すること ・ マスク、消毒液、防護服等の備蓄に関すること ・ 報道機関への情報提供及び連絡調整に関すること ・ 市民等へ広報ホームページ等の複数の媒体、機関を活用した感染防止対策等の啓発、周知に関すること（健康福祉部と連携） ・ 外国人への支援に関すること
財務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税の減免措置等に関すること ・ 全体的予算の把握・措置に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画に関すること（総務部と連携） ・ 対策本部及び対策警戒部に関すること（総務部と連携） ・ 庁内連絡会議に関すること ・ 新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関すること ・ 新型インフルエンザ等の情報提供に関すること（総務部と連携） ・ 感染防止対策等の啓発に関すること（総務部と連携） ・ 国、県及び隣接市町村との連絡調整に関すること ・ 大館北秋田医師会、大館北秋田歯科医師会、秋田県薬剤師会北秋田支部との連携及び連絡調整に関すること ・ 新型インフルエンザ等の相談対応に関すること ・ 予防接種（特定、住民接種）に関すること ・ 子育て関連施設、社会福祉施設等の感染予防及び感染拡大防止に関すること ・ 要援護者の状況把握及び支援に関すること ・ 医薬品に関すること ・ その他医療及び福祉全般に関すること

市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・食品等生活必需物資の需給価格安定に関する事 ・廃棄物の処理に関する事 ・埋火葬、遺体の安置所等に関する事 ・野鳥の不審死に関する事
産業部	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、商工会等との連絡調整に関する事 ・事業所等における感染予防及び感染拡大防止対策の要請に関する事 ・農林水産物の安定供給に関する事 ・家きん、養豚等に関する事
観光文化 スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客の感染、まん延防止に関する事 ・ホテル、旅館等に関する事 ・観光・文化・スポーツ施設への指導、施設閉鎖に関する事
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン（上水道、下水道）に関する事 ・道路交通機能の維持管理に関する事 ・市営住宅等の維持管理に関する事
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒及び教職員に対する感染予防対策の励行に関する事 ・保護者等に対する情報提供及び感染拡大防止対策への協力要請に関する事 ・給食の衛生管理に関する事 ・臨時休校等の措置に関する事 ・その他教育全般に関する事
消防本部・署	<ul style="list-style-type: none"> ・救急体制の確保に関する事 ・救急輸送に関する事 ・市対策本部と連携した活動に関する事 ・消防職員の健康管理に関する事
会計管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な支払い業務の継続に関する事

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとする事が重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを旨とする。

(2) 所要の対応

3-1. 基本的となる実施体制の在り方

府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 体制整備・強化

- ① 県は、健康環境センターと連携して一元的に情報を把握し、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施している。市においても、収集した情報と分析を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
(健康福祉部)
- ② 市は、初動期に引き続き、必要な体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
(全部局)
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。
(総務部、健康福祉部、関係部局)
- ④ 市は、国からの財政支援を有効に活用すると共に、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。
(総務部、関係部局)

3-2. 県による総合調整

市は、市内区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため県が総合調整を実施する場合には、当該調整に従い、市内区域にかかる新型インフルエンザ対策を実施する。
(健康福祉部)

3-3. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
(総務部、健康福祉部)
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。
(総務部、健康福祉部)

3-4. 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、当該市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。
(総務部、健康福祉部)

3-5. 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。
(総務部、健康福祉部)

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国や県等による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

①市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策（一般的な感染対策や健康管理、発生地域等への不要不急の外出の自粛、延期等の呼びかけ等）について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供・共有を行う。
(総務部、健康福祉部)

②市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、個人レベルの基本的な感染対策の普及を図る。
(総務部、健康福祉部)

③市は、広報、ウェブサイト等を通じて情報提供・共有を行う。
(総務部、健康福祉部)

④市は、発生状況に応じた市民への情報提供・共有の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定する。
(総務部、健康福祉部)

⑤市は、一元的な情報提供・共有を行うために、情報提供担当職員の設置による情報の集約化など、情報を分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
(総務部、健康福祉部)

⑥情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす体制を構築する。
(健康福祉部)

⑦市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。
(総務部、健康福祉部)

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。
(総務部、健康福祉部)

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。（総務部、健康福祉部）

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

①市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

（総務部、健康福祉部、関係部局）

②市として一体的かつ整合的な、いわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備するとともに、関係部局がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。

（総務部、健康福祉部、関係部局）

③市は、新型インフルエンザ等の発生時に、関係団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有のあり方を整理する。

（関係部局）

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

①市は、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、相談窓口等の設置準備を進める。

（健康福祉部）

②市は、SNSの活用など理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等をはじめ、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。

（健康福祉部）

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ①市は、国や県からの要請に基づき、市民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口等を設置し、適切な情報提供・共有を行う。
(健康福祉部)
- ②市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、国、県、指定地方公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。
(総務部、健康福祉部)

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ①市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供・共有だけでなく、SNSの動向や総合窓口等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
(健康福祉部)
- ②市は、総合窓口等を設置し、寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、Q&A等として関係部局に情報提供・共有するとともに、ウェブサイト等に掲載していく。
(健康福祉部)

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

準備期と同様の対応を取る。
(健康福祉部)

第3節 対応期

(1) 目的

市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

3-1. 基本的な方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ①市は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
(総務部、健康福祉部、関係部局)
- ②市は、国や県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報提供・共有を強化し、国の対策の方針の迅速な把握と、対策の現場の情報提供・共有を行う。
(関係部局)

- ③市は、市民等に対し、市内外の発生状況と具体的な対策等を情報提供・共有する。
(総務部、健康福祉部)

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ①市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供・共有だけでなく、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
(健康福祉部)
- ②市は、相談窓口機能を強化し、寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、Q&A等として関係部局に情報提供・共有するとともに、ウェブサイト等に掲載していく。
(関係部局)

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- 市は、初動期に継続して対応する。
(総務部、健康福祉部)

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護するため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

①市は、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
(総務部、健康福祉部)

②市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談窓口に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
(総務部、健康福祉部)

③市は、県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。
(関係部局)

④市は、平時から職場における感染防止対策に必要な物品を備蓄する。
(総務部、健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保することや、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療体制での対応可能となるよう、県や関係機関に協力する。このため、国内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2. 国内でのまん延防止対策

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
(健康福祉部)

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

(2) 所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

市は、国及びJ I H S、県等による情報収集・分析及び国や県が発出するまん延防止対策の方針に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。
(健康福祉部、関係部局)

3-2. 患者や濃厚接触者以外の市民に対する情報提供等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。
(関係部局)

3-3. 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、国や県等が行う、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく分析の結果及び国や県が発出するまん延防止対策の方針に基づき、対応を判断する。
(健康福祉部)

3-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行期

市は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。
(健康福祉部)

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するため、県、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種供給体制

市は、実際にワクチンを供給するにあたっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。
(健康福祉部)

1-2. 接種体制の構築

1-2-1. 接種体制

市は、県、医師会等の関係者と連携し、予防接種に必要な人員、会場、資材の確保方法の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。
(健康福祉部)

1-2-2. 特定接種

医療の提供又は市民生活・社会経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う特定接種について、市は、原則として集団的な接種により実施し、円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。
(健康福祉部)

1-2-3. 住民接種

市は、平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。
(健康福祉部)

(ア) 市は、国等の協力を得ながら、居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 市は、住民接種については、国及び県の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに接種することができるよう体制を構築する。準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部局と連携し、これらの者への接種体制を検討する。

- c 市は、医療従事者の確保について、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、医師会等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ておくことが必要である。
- d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、駐車場、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。なお、医師及び看護師の配置については、医師会等と協議しながら協力を依頼する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう取組を進める。
(健康福祉部)

(ウ) 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、時期の周知・予約等の具体的な実施方法について準備を進める。
(健康福祉部、関係部局)

1-3. 情報提供・共有

1-3-1. 住民への対応

平時を含めた準備期においては、市は、ワクチンの有効性及び安全性、供給体制、接種対象者、接種順位のあり方等基本的な情報について、広報やウェブサイトやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の不安解消や理解促進を図る。

(健康福祉部)

1-3-2. 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等と連携し、予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

(健康福祉部)

1-3-3. 健康福祉部局以外の分野との連携

市は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び健康福祉部以外の分野との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

(健康福祉部)

1-4. DXの推進

①市は、国が行う、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化に協力する。

(総務部、健康福祉部)

②市は、国が行う予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告を円滑に収集できるような情報基盤の整備に協力する。

(健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

国や県の方針に基づき、接種体制の必要な準備を進める。

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制の構築

2-1-1. 接種体制の準備

市は、特定接種又は住民接種の実施を見据え、接種の優先順位を考慮しながら、接種体制等の必要な準備を行う。

(健康福祉部)

2-2. 接種体制

2-1-1. 特定接種

市は、準備期で構築した体制や調整に基づき、特定接種が円滑に行えるよう接種体制の確保を図る。

(健康福祉部)

2-2-2. 住民接種

①市は、住民基本台帳に基づき接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を行う。

(以下健康福祉部)

②接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。

- ③予防接種に必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県等関係機関と連携しながら進める。
- なお、接種会場のスタッフ、予約・相談窓口等、データ入力等、送迎体制等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤市は、接種が円滑に行われるよう、医師会、近隣市町村、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センターや体育館等など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の関係部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、実情に合わせて必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなども検討する。
- ⑨接種会場での救急対応について、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品を医師会等と協議の上で準備し適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県及び医療関係者や消防機関の協力を得ながら、搬送先となる接種会場近くの二次医療機関等を選定し、連携体制を確保する。医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備する。医師会等との協議が必要な

場合は、事前に検討を行う。具体的な必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数を検討する。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

⑩感染性産業廃棄物の保管場所、必要な措置を講じる。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守すること。

⑪感染予防の観点から、接種経路の設定は、進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき、接種を希望する市民が迅速に接種できるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-1-1. 特定接種

3-1-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに市民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康福祉部)

3-1-2. 住民接種

3-1-2-1. 予防接種体制の構築

- ①市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(以下、健康福祉部)
- ②市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。
- ④発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する必要がある。
- ⑥市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-1-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ①市は、国の要請を受け、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民に対し接種に関する情報提供・共有を行う。(以下、健康福祉部)
- ②市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接

種機会を逸することのないよう対応する。

- ③接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

3-1-2-3. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公的な施設を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-1-2-4. 接種記録の管理

市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。
(健康福祉部)

3-2. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される情報や、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等の情報の収集に努め、適切な安全対策や市民等への適切な情報提供・共有に協力する。
(総務部、健康福祉部)

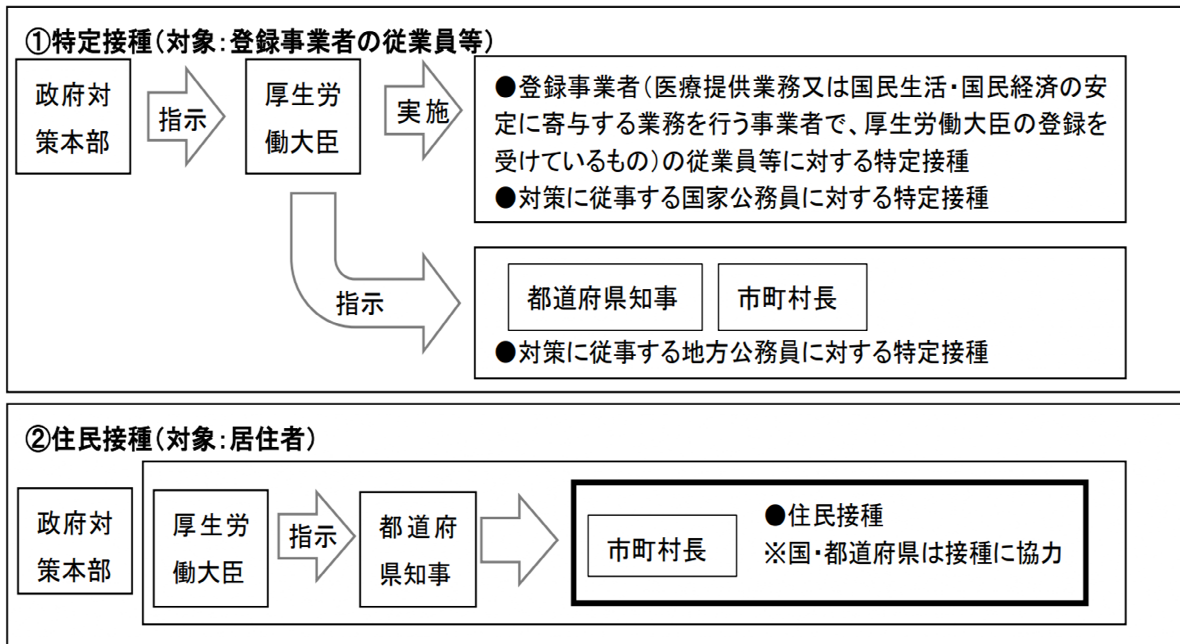
3-3. 健康被害に対する速やかな救済

- ①予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
(以下、健康福祉部)
- ②住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- ③市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4. 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。また、予防接種の進捗状況、ワクチンに関する情報、相談窓口等について接種に必要な情報を市民に提供するとともに相談に応じる。
(総務部、健康福祉部)

図4 特定接種と住民接種



第5章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

市は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、感染症拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるよう、その機能を果たすことができるようにする。

その際、市との保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 人材の確保と協力体制

市は、保健所等における流行開始（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、市からの応援職員等、保健所の感染症有事体制を構成する人員に協力する。（総務部、健康福祉部）

1-2. 体制の整備

①感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講じる。（総務部、健康福祉部）

②市は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から県や秋田県健康環境センター、関係部局と協議し役割分担を確認するとともに、感染症発生時における協力について検討する。（総務部、健康福祉部、関係部局）

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成

①市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県の研修等を積極的に活用しつつ、人材育成に努める。また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。（総務部、健康福祉部）

②市は、速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。（健康福祉部）

1-4. 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県や秋田県健康環境センター、県内市町村、医療機関や医療関係団体、消防機関等との意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。（健康福祉部）

第2節 初動期

(1) 目的

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

また、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(2) 所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

- ①市は、保健所等における流行開始（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、市からの応援職員等、保健所の感染症有事体制を構成する人員に協力する。（総務部、健康福祉部）
- ②市は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から県や秋田県健康環境センター、関係部局と協議し役割分担を確認するとともに、感染症発生時において協力する。（健康福祉部）

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県が定める県予防計画並びに保健所及び健康環境センターが定める健康危機対処計画に基づき、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

3-1. 有事体制への移行

市は、保健所等における流行開始（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、市からの応援職員等の対応を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制に協力する。（総務部、健康福祉部）

3-2. 感染状況に応じた取組

- ①市は、感染症有事体制の切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。（総務部、健康福祉部）
- ②市は、引き続き業務のひっ迫が見込まれる場合には、外部委託等による業務効率化を進める。（総務部、健康福祉部）

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

市は、国や県からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う市の対応の縮小について、市民に対し丁寧に情報提供・共有を行う。（総務部、健康福祉部）

3-4. 健康観察及び生活支援

市は、県が実施する健康観察に協力する。また、当該患者やその濃厚接触者に関する情報の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の配布に協力する。（健康福祉部）

第6章 物資

第1節 準備期～初動期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1. 感染症対策物資等の備蓄等

①市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

（総務部、健康福祉部）

②消防機関は、国及び都道府県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者ための個人防護具の備蓄を進める。

（消防本部）

第2節 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は初動期に引き続き、県と連携して必要な感染症対策物資等が確保及び備蓄状況の確認を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

（健康福祉部）

2-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の地方公共団体等の関係各機関が備蓄する物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

（総務部、健康福祉部）

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨することで、新型インフルエンザ等の発生時において、市民生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため必要となる情報共有体制を整備する。
(総務部、健康福祉部)

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に情報が届くようにすることに留意する。
(総務部、健康福祉部、関係部局)

1-3. 物資及び資材の備蓄等

①市は、市行動計画等に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
(総務部、健康福祉部、関係部局)

②市は、事業者や市民に対し新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを市民等に勧奨する。
(総務部、健康福祉部)

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決める。
(総務部、市民生活部、健康福祉部、関係部局)

1-5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局の関係機関との調整を行う。
(市民生活部)

第2節 初動期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の勧奨

①市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう推奨する。
(総務部、健康福祉部、関係部局)

②市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう推奨する。
(関係部局)

2-2 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民に対し、生活関連物資等の購入にあたっての消費者として適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。
(市民生活部、関係部局)

2-3. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じて国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。
(市民生活部)

第3節 対応期

(1) 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行うことにより、市民生活及び地域経済の安定の確保に努める。各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び地域経済の安定を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。
(関係部局)

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

（関係部局）

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

（教育委員会、関係部局）

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

①市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

（関係部局）

②市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供・共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

（関係部局）

③市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

（関係部局）

④市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

（関係部局）

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

市は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。

①市は、県を通じて国からの要請を受けて可能な限り火葬炉を稼働させる。

（市民生活部）

②市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

（市民生活部）

3-2. 地域経済の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業継続に関する事業者への周知等

市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を周知する。

（関係部局）

3-2-2. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び県民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な措置について、国による財政上の措置も勘案しつつ、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

（総務部、市民生活部、関係部局）

3-2-3. 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(建設部)

3-3. 市民生活及び地域経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び地域経済への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。(全部局)

略称又は用語集

本計画では、以下のとおり、略称を用いるとともに、用語を定義する。

用語	内容
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する、県と医療機関との間で締結する協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の類似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 号に規定する医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。)第 2 条第 1 項に規定する医薬品)、医療機器(薬機法第 2 条第 4 項に規定する医療機器)、個人防護服(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態宣言措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成 6 年厚生省告示第 374 号)に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の体制について定めた手引書や保健所設置市における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
行動計画	特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ対策の実施に関する計画。 ※政府が策定するものについては、「政府行動計画」とする。 県が策定するものについては、「県行動計画」とする。 市が策定するものについては、「市行動計画」とする。
国立健康危機管理研究機構(JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、総括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和 7 年 4 月に設立。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安

	定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を察知した段階により、本用語を用いる。
対策本部	特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。 ※市が、特措法第34条第1項に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は「市対策本部」とする。
特措法	新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。 特定接種の対象となり得る者は、 ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）。 ②新型インフルエンザ等対策実施に携わる国家公務員。 ③新型インフルエンザ等対策実施に携わる地方公務員。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
フレイル	身体性脆弱のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

北秋田市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年8月
令和8年6月改正

発行者 北秋田市健康福祉部医療健康課

〒018-3315 秋田県北秋田市宮前町9-6-9
電話 0186-62-6666 FAX 0186-62-6667
E-mail kenkou@city.kitaakita.akita.jp